

国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善： 継続プロセス

2010年2月18日

(仮訳)

FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守に関する継続的な検証の一環として、今日までに、資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥を有し、かつそれらに対応するためのアクションプランをFATFと共に策定した国・地域として、以下を特定した。これら国・地域における状況は各々異なるものの、各国・地域は特定された欠陥に対応するとのハイレベルでの政治的コミットメントを書面で提供している。FATFはこれらのコミットメントを歓迎する。

未だ多くの国・地域が、FATFによる検証を受けていない。FATFは、今後も継続的に国際金融システムにリスクをもたらす更なる国・地域を特定する。FATFはこのプロセスの一環として、既にこのような国・地域の初期検証を開始しており、その成果を今年後半に提示する予定である。

FATF及びFSRB (FATF型地域体)は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された欠陥への対応における進展について報告を継続する。FATFはこれらの国・地域に対し、迅速かつ提案された期限内でのアクションプランの実施を要請する。FATFはこれらアクションプランの実施を注意深く監視するとともに、加盟国に対し以下に提示する状況について考慮することを奨励する。

アンティグア・バーブーダ

アンティグア・バーブーダは資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示したが、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国はFATF及びCFATF(カリブ諸国のFATF型地域体)と協働して、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、②全体的な監督枠組みの改善(勧告23)、③金融における透明性の強化(勧告4)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。

アゼルバイジャン

アゼルバイジャンは資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示したが、

FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は FATF 及び MONEYVAL (欧州の FATF 型地域体) と協働して、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②顧客管理義務の欠陥に対応するための関連する法令又は規則の改正(勧告5)、③テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、④完全に機能し、かつ効果的な金融情報機関の確保(勧告26)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。

ボリビア

FATF は、ボリビアの資金洗浄・テロ資金供与対策体制に、一定の戦略上重大な欠陥があると判定した。同国はこれらの欠陥に対応するとのハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は FATF 及び GAFISUD (南米の FATF 型地域体) と協働し、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③完全に機能し、効果的な金融情報機関の構築(勧告26)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応すべきである。

ギリシャ

ギリシャは、直近の FATF 強化フォローアップ報告書に示されている点も含め、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示したが、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は FATF と協働することについてハイレベルでの政治的コミットメントを示し、①テロ資金供与の適切な犯罪化に残存する課題への対応(特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産の凍結メカニズム及び手続きの改善(特別勧告Ⅲ)、③金融情報機関の実効性の強化(勧告26)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するための短期間のアクションプランを提供した。

インドネシア

インドネシアは資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示したが、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は FATF 及び APG (アジア・太平洋地域の FATF 型地域体) と協働して、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③1999年のテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を完全に実施するための

法もしくはその他手段の改正及び実施(特別勧告Ⅰ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。

ケニア

ケニアは資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示したが、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国はFATF及びESAAMLG(東部・南部アフリカのFATF型地域体)と協働して、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②完全に機能し、効果的な金融情報機関の確保(勧告26)、③テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、④法執行機関における資金洗浄・テロ資金供与対策に関する意識の向上(勧告27)、⑤国内の資金洗浄・テロ資金供与対策義務を遵守しない自然人もしくは法人に対する、実効性、バランス、抑止力を備えた罰則の実施(勧告17)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。

モロッコ

モロッコは資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示したが、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国はFATF及びMENAFATF(中東・北アフリカのFATF型地域体)と協働して、①資金洗浄及びテロ資金供与の範囲を拡大するための刑法改正(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②顧客管理義務の欠陥に対応するための関連法又は規則の改正(勧告5)、③完全に機能し、効果的な金融情報機関の確保(勧告26)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。

ミャンマー

ミャンマーは資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示したが、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国はFATF及びAPGと協働して、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③テロ資金供与に関する犯罪人引渡しの枠組み強化(勧告35及び特別勧告Ⅰ)、④完全に機能し、効果的な金融情報機関の確保(勧告26)、⑤金融における透明性の強化(勧告4)、⑥顧客管理措置の強化(勧告5)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応することについて、ハイレベルで

の政治的コミットメントを示した。

ネパール

ネパールは資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示したが、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は FATF 及び APG と協働して、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行(勧告3)、④適切な刑事共助法制の制定及び実施(勧告36)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。

ナイジェリア

ナイジェリアは資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示したが、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は FATF 及び GIABA(西アフリカの FATF 型地域体)と協働して、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③関連法又は規則が顧客管理義務における欠陥に対応し、全ての金融機関に適用されることの確保(勧告5)、⑤金融セクターにおいて、資金洗浄・テロ資金供与対策の監督が効果的に実施されていることの実証(勧告23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。

パラグアイ

パラグアイは資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示したが、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は FATF 及び GAFISUD と協働して、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③金融における透明性の強化(勧告4)、④顧客管理措置の改善及び拡大(勧告5)、⑤越境現金取引の効果的な管理体制の発展及び実施(特別勧告Ⅸ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。

カタール

カタールは資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示したが、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国はFATF及びMENAFATFと協働して、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③特に顧客管理に関連して、資金洗浄・テロ資金供与対策のための適切な指令の制定(勧告5)、④金融機関が、疑わしい取引の届出義務を適切に履行し、適切なガイダンスを受理することの確保(勧告13及び特別勧告Ⅳ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。

スリランカ

スリランカは資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示したが、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国はFATF及びAPGと協働して、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。

スーダン

スーダンは資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示したが、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国はFATF及びMENAFATFと協働して、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、②完全に機能し、効果的な金融情報機関の確保(勧告26)、③金融機関の、資金洗浄及びテロ資金供与に関する疑わしい取引の届出義務の認識及び遵守の確保(勧告13及び特別勧告Ⅳ)、④規制当局が新法及び規則の遵守を確保するための、規制当局者用の監督プログラムの履行(勧告23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。

シリア

シリアは資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示したが、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国はFATF及びMENAFATFと協働して、①1999年のテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を履行及び執行する適切な手段の導入(特別勧告Ⅰ)、②テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、③テロリスト資産を特定し凍結するため

の適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、④金融機関の、資金洗浄及びテロ資金供与に関する疑わしい取引の届出義務の認識及び遵守の確保(勧告13及び特別勧告Ⅳ)、⑤刑事共助のための適切な法及び手続き導入(勧告36-38及び特別勧告Ⅴ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。

トリニダード・トバゴ

トリニダード・トバゴは資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示したが、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国はFATF 及びCFATF と協働して、①テロリスト資産を特定し遅滞なく凍結するための適切な手続きの実施(特別勧告Ⅲ)、②資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行(勧告3)、③監督権限を有し、完全に機能し、効果的な金融情報機関の確保(勧告26)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。

タイ

タイは資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示したが、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国はFATF 及びAPG と協働して、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③資金洗浄・テロ資金供与対策における監督の更なる強化(勧告23)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。

トルコ

トルコは資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示したが、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国はFATF と協働して、①テロ資金供与の適切な犯罪化(特別勧告Ⅱ)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの実施(特別勧告Ⅲ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。

ウクライナ

ウクライナは資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示したが、FATF は同

国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は FATF 及び MONEYVAL と協働して、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化(勧告1及び特別勧告Ⅱ)、②金融における透明性の強化(勧告4)、③テロリスト資産を特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。

イエメン

イエメンは資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善に進展を示したが、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は FATF 及び MENAFATF と協働して、①資金洗浄の適切な犯罪化(勧告1)、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行(特別勧告Ⅲ)、③疑わしい取引の届出機関に対する、資金洗浄・テロ資金供与対策義務に関する実質的なガイダンス及び命令の発出(勧告25)、④特にテロ資金供与に関する、金融機関の疑わしい取引の届出義務遵守を確保するための、金融セクターの監督当局及び金融情報機関の監視及び監督能力の発展(勧告23)、⑤完全に機能し、効果的な金融情報機関の確保(勧告26)を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。

(以 上)